

医療法等の一部を改正する法律附則第2条に基づく 届出について（通知）

本日、標記通知を各都道府県知事及び関係団体宛に発出いたしましたので、
情報提供いたします。



医政発第 0729003 号
平成 15 年 7 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療法等の一部を改正する法律附則第 2 条に基づく届出について

医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年 12 月 6 日法律第 141 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条に基づく「療養病床」及び「一般病床」の届出については、本年 8 月末日が期限となっており、これまで、「医療法等の一部を改正する法律附則第 2 条に基づく届出について」（平成 14 年 11 月 28 日医政局長通知）及び「医療法等の一部を改正する法律附則第 2 条に基づく届出について」（平成 15 年 5 月 20 日医政局総務課長通知）等により未届病院に対する十分な周知等を重ねてお願いしてきたところである。

今般、一部の自治体に対して対応状況等のヒアリングを実施したところであるが、個別の病院への周知がなされていなかったり、一方的な通知のみで確認がなされていないなど、必ずしも十分な対応がなされていなかった例があった。期限までに届出がなされない場合には、法律上、「旧その他の病床」に係る医療法に基づく病院開設の許可が取り消されたものとみなされることとなっているため、届出期限まで 1 ヶ月あまりとなった状況等を踏まえ、期限までに「旧その他の病床」を有する全ての病院が届出を行い、万が一にも届出漏れが生じることのないよう、下記の事項に十分に留意の上、個別の未届病院に対する必要な指導等を行うなど、万全の対応をお願いしたい。

なお、今後の対応状況によっては、再度、自治体に対するヒアリングを実施させていただくこともあるので念のため申し添える。

また、本通知は関係団体にも別途送付しているので、関係団体とも十分な連携の上、適切な対応をお願いしたい。

記

第1 届出期限までの具体的対応

届出漏れとなる病院がないよう、以下の手順に従い、関係団体と十分連携の上、個別の未届病院に対する必要な指導等をお願いしたい。また、全国的な対応状況把握のため、対応状況についての当局への御報告を併せてお願いしたい。

① 未届病院に対する対面又は電話による個別の確認（8月10日頃まで）

参加が任意の説明会や一方的な文書による通知ではなく、必ず対面又は電話により全ての未届病院の状況を個別に確認し、速やかに届出をするよう指導を行う。また、必要に応じて病床区分ごとの基準、経過措置等について情報提供等を行う。なお、個別の確認については、当該病院における責任者に対して行うこと。

② 確認の結果を記録の上、厚生労働省に報告（8月11日～15日）

①の確認の結果を必ず記録の上、未届病院数及び全ての未届病院に個別に確認した旨を当局の担当宛に報告願いたい。

③ 未届病院に対する職員の訪問（8月18日～22日）

②の報告後もまだ届出をしない病院に対して、本庁又は保健所等の職員が届出書等必要な書類を持参の上、直接未届病院を訪問し、届出書の提出を促すなど必ず届出を行うよう再度指導する。

④ ③の結果を厚生労働省に報告（8月22日又は25日）

②と同様に当局の担当宛に報告願いたい。

⑤ 最終通告（8月25日～29日）

③の結果、まだ届出をしていない病院については、届出を行うままで毎日電話等により督促を行うなどにより、9月1日（第2～3参照）までに必ず届出を提出させる。

⑥ 管下の全病院の届出が終了した旨を厚生労働省に報告（9月2日）

第2 留意事項

上記の対応に際しては、次の諸点に十分に御留意願いたい。

1. 届出期限までに届出がなされなかった場合の取扱い

「旧その他の病床」を有する病院が期限までに届出をしなかった場合は、当該部分に係る、医療法に基づく病院開設の許可は取り消されたものとみなされるものであることから、必ず期限までに届出を行うよう対応する必要があること。（改正法附則第2条第6項・第7項参照）

2. 人員配置標準や構造設備基準を満たしていない病院からの届出の取扱い

人員配置標準や構造設備基準を満たしていない場合であっても届出を受理すること。その上で届出後に事後的に基準（標準）を満たすよう病院に対し指導を行うこととすること。（「改正医療法Q & A」（平成13年3月16日厚生労働省医政局総務課企画法令係事務連絡）の【病床種別の届出⑤】参照）

3. 届出期限について

届出期限（改正法の施行の日から2年6月を経過する日）である本年8月31日が日曜日であることから、民法第142条の趣旨を踏まえ、翌9月1日に提出された届出についても期限内に届出されたものとして取り扱って差し支えないこと。

4. 変更許可について

病床区分の届出を行った後においても、所在地の都道府県知事の許可を受けた場合には、病床区分の変更を行うことは可能であること。

5. 関係職員に対する周知徹底

本庁及び出先機関の関係職員に対して、必要な情報の十分な周知を行うようお願いしたい。

第3 その他

必要に応じ、以下を参考に情報提供を行うこと。

1. 医療計画の見直しについて

医療計画における基準病床数については、病床区分の定着までの間は、一般病床・療養病床全体として算定することとされ、また、病床区分の定着後には、それぞれの病床種別に応じ算定した数の合計数とされていること。

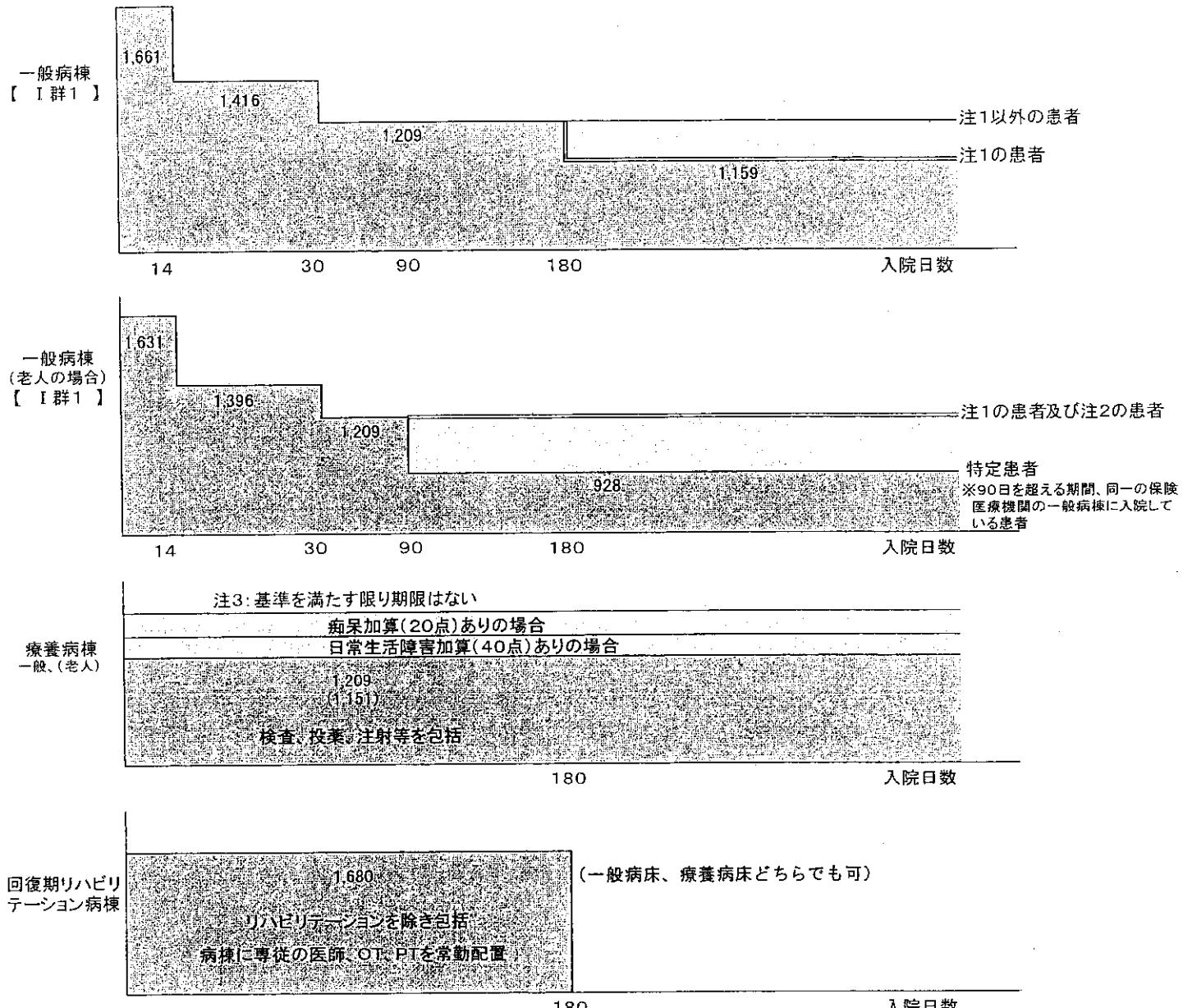
2. 「一般病床」及び「療養病床」それぞれの診療報酬上の取扱い

別紙1のとおりであるので、参考にしていただきたい。

3. 国が開設する病院の届出について

国が開設する病院については、病床区分の届出に関し厚生労働大臣に通知がなされることとなっているが、地方厚生局から通知の履行を促すとともに、貴管下に所在する国が開設する病院に係る届出状況については、各地方厚生局から情報提供する予定であること。（関係条文については別紙2参照）

病院から見た入院期間に応じた入院基本料等の評価のイメージ



※上記の図はあくまでも病院側が患者に請求できる点数を図にしたものなので患者負担分も含んだものになっています。

注1) 別に厚生労働大臣が定める状態にある患者

- ①難病患者等入院診療加算を算定する患者
- ②重症者等療養環境特別加算を算定する患者
- ③重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等
- ④悪性新生物に対する治療(重篤な副作用の恐れがあるもの等に限る。)を実施している状態にある患者等の状態にある患者(特定患者と180日超入院とで異なる)

注2) 別に厚生労働大臣が定める者

- ①観血的動脈圧測定を実施している状態
- ②老人理学療法(1)に規定する理学療法等のうち個別療法を実施している状態
- ③ドレーン法若しくは胸腔又は腹腔の洗浄を実施している状態
- ④頻回に喀痰吸引を実施している状態 ⑤人工呼吸器を使用している状態
- ⑥人工腎臓又は血漿交換療法を実施している状態
- ⑦全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態

注3) 日常生活障害加算及び痴呆加算の要件

- ・日常生活障害加算の要件
「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)の判定基準」の活用について(平成3年11月18日老健第102-2号)におけるランクB以上に該当すること。ただし、経管栄養を実施しており、かつ、留置カテーテル設置又は常時おむつを着用しているものを除く。

・痴呆加算の要件

- 「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」の活用について(平成5年10月26日老健第135号)におけるランクⅡb以上に該当すること。ただし、重度の意識障害のある者(JCS (Japan Coma Scale)でII - 3 (又は30)以上または(GCS (Glasgow Coma Scale)で8点以下の状態にある者)を除く。

国が開設する病院に係る関係法令

●医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号） (法の適用に関する特例)

第一条 国の開設する病院、診療所又は助産所に関する医療法（以下「法」という。）を適用するについては、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第七条第一項	開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。	主務大臣は、病院については、厚生労働大臣の承認を受け、診療所又は助産所については、あらかじめその旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。
--------	--	---

※上記政令により読み替えられ、国の開設する病院に対して適用されるのは以下のとおり。

●医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第七条 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了歯科医師」という。）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師でない者が助産所を開設しようとするときは、~~開設地の都道府県知事~~（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。~~主務大臣は、病院については、厚生労働大臣の承認を受け、診療所又は助産所については、あらかじめその旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。~~

2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。

一～三（略）

四 療養病床（病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）

五 一般病床（病院の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。以下同じ。）

●医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
(平成十三年政令第十七号)

（医療法等の一部を改正する法律附則の規定の適用に係る経過措置）

第二条 国の開設する病院、診療所又は助産所に関する改正法附則第二条から第四条までの規定の適用については、改正法附則第二条第一項中「許可」とあるのは「承認」と、「届け出なければ」とあるのは「通知しなければ」と、同条第二項中「届出」とあるのは「通知」と、同条第三項及び第五項から第七項までの規定中「届出」とあるのは「通知」と、「許可」とあるのは「承認」と、改正法附則第三条及び第四条中「許可」とあるのは「承認」とする。

2（略）

※上記政令により読み替えられ、国が開設する病院に対して適用される関係条文は以下のとおり。

●医療法等の一部を改正する法律（平成一二年法律第一四一号）（抄）

（病床の種別の変更に係る経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第七条第一項の許可承認を受けて病院を開設している者（同条第二項に規定するその他の病床（以下「旧その他の病床」という。）を有する病院を開設している者に限る。）は、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院の旧その他の病床について、第一条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）第七条第二項第四号又は第五号に規定する病床の種別ごとの病床数その他の厚生労働省令で定める事項を届け出なければ通知しなければならない。

2～4（略）

5 第一項の届出通知をした者は、当該届出に係る事項について新医療法第七条第二項の許可承認を受けたものとみなす。

6 第一項に規定する者（旧その他の病床のみを有する病院を開設している者に限る。）が、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、同項の届出通知をしなかったときは、当該者に係る新医療法第七条第一項の許可承認は取り消されたものとみなす。

7（略）